

公益財団法人 日本サッカー協会  
2023 年度 第 12 回理事会

2023 年 12 月 14 日

決議事項

1. 臨時評議員会 開催の件

以下の通り、臨時評議員会を開催したい。

開催日時：2023 年 12 月 24 日（日）13:00～

開催方法：JFA 会議室およびウェブ会議システム

議題：■決議事項

(1) 次期会長予定者選出の件

■報告事項

(1) 2024 年度事業計画および予算の件

2. 2024 年度 9 地域サッカー協会補助金 交付金額変更の件

(決議) 資料 1

2023 年度第 11 回理事会（2023 年 11 月 9 日開催）において決議された地域一括補助金について、以下の通り限度額の変更をしたい。

育成事業全体の見直しを踏まえ、JFA 事業を 9 地域サッカー協会（FA）に移管し、一括補助金の充  
当対象事業として実施することとなった。これに伴い、JFA 事業として拠出していた事業費を一括  
補助金に振り替えて各事業を推進するもの。

1. 変更後の地域一括補助金限度額

総額：344,327,000 円

（参考：11 月理事会決議の際の限度額 314,327,000 円）

2. 地域 FA に移管する事業

U-13 地域トレセン（旧 U-13 ナショナルトレセン）

充当必須事業（強化育成事業関連）として実施。

2024 年度助成予定額：30,000,000 円

（参考：2023 年度地域一括補助金における当該事業助成額 7,500,000 円）

3. 補助金額を変更する理由

これまで当該年代の有望な選手に適切な刺激を提供することを目的に、JFA 事業としてナショナル  
ルトレーニングセンター事業を実施してきた。

これまで前期を地域事業、後期を JFA 事業として実施していたものを、より多くの有望な選手を  
発掘する機会確保の観点から前期・後期ともに地域トレーニングセンター事業として実施する。

4. 育成事業予算との整合

今回の増額分は、これまでの JFA 事業として拠出していた事業費を地域単位での事業実施に充  
当する補助金分に移管するものであり、2023 年度対比で追加的な費用は発生しない。

## 3. 加盟団体規則の改正の件

### (決議) 資料 2

2023 年度第 11 回理事会(2023 年 11 月 9 日開催)において、選手にかかる登録料(分担金)の取り扱いを 2024 年 4 月以降変更することが承認されたことに伴い、以下の通り、加盟団体規則を改正したい。

#### (1) 改正概要

第 8 条 2 項に記載されている、各種別の加盟チーム選手数にかかる金額の箇所を全て削除する。

(登録料(分担金))

第 8 条 都道府県サッカー協会は、毎年 5 月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料(分担金)を、本協会に納付しなければならない。

2 登録料(分担金)の金額は、次の各号の合計金額とする。

(例) 変更前：(2)第 1 種加盟チーム選手数 × 2,000 円

↓

変更後：削除

#### (2) 備考

本改正により、加盟団体規則の上記箇所は削除されるが、加盟チーム規則およびサッカー選手の登録と移籍等に関する規則により、引き続き加盟チームは所属選手を登録し、登録料を 47 都道府県サッカー協会に納付するという点に変わりはない。

本改正によって、選手の登録が不要となるかのような誤解を生じさせないように、周知を図っていく。